

大野市公共下水道事業審議会の所掌事務について

○ 大野市公共下水道条例 (抜粋)

第6章 大野市公共下水道事業審議会

(審議会の設置)

第39条 大野市の公共下水道事業に関する事項を調査審議するため、大野市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共下水道事業受益者負担金に関すること。
- (2) 使用料に関すること。
- (3) 水洗化の促進に関すること。
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 大野市公共下水道条例施行規則 (抜粋)

(大野市公共下水道事業審議会)

第41条 大野市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 公共下水道事業受益者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第43条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第44条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第45条 審議会の庶務は、くらし環境部上下水道課において処理する。

(委任)

第46条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して会長が定める。